

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 庫 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

目次

告 示

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	70
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	70
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	70
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	70

告 示

北海道告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和2年9月23日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
沙流土地改良区	池 売 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	小平第2頭首工	同

北海道告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（妹背牛東地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年9月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年9月23日

北海道告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、滝川市西南8丁目地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年9月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年9月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年9月23日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内170の1・171（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 水源の涵養
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字幌内170の1・171（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）